

令和8年度答申第8号
令和8年6月5日

諮問番号 令和7年度諮問第150号（令和8年3月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法31条1項は、政府は、同項各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定し、同項3

号は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故を掲げる。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）

20条は、事業者は、同条各号の危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定し、同条1号は、機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険を掲げる。

安衛法27条1項（令和7年法律第33号による改正前のもの）は、安衛法20条等の規定により事業者が講ずべき措置は、厚生労働省令で定める旨規定する。

これを受けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）151条の103第1項（以下「本件規定」という。）は、事業者は、車両系木材伐出機械を、その主たる用途以外の用途に使用（以下「用途外使用」という。）してはならない旨規定し、同条2項（以下「本件除外規定」という。）は、前項の規定は、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合には適用しない旨規定する。

なお、安衛則36条6号の2は、伐木等機械は、伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう旨規定し、安衛則151条の84は、車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械をいう旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、山林立木の伐採作業及び木材の搬出作業等を目的とする株式会社であり、B（以下「本件被災者」という。）は、審査請求人が雇用していた作業員である。

（履歴事項全部証明書、災害調査復命書（以下「復命書」という。））

(2) 本件被災者は、令和5年11月20日、民有林（以下「本件現場」という。）において、木材グラップル機のかみ具で、チェーンソーによる伐採作業中の立木を支え、追口を入れた立木を押し倒す作業（以下「伐倒補助作業」という。）中に、運転していた木材グラップル機ごと路肩から転落してキャビン外に投げ出され、骨盤骨折による出血性ショックにより同

日死亡した（以下「本件災害」という。）。

（復命書、伐採及び伐採後の造林の届出書）

- (3) 審査請求人及びその代表取締役であるC（以下「本件代表」という。）は、安衛法違反により略式起訴され、D簡易裁判所は、令和6年2月22日付けで、いずれも罰金20万円の略式命令をした。

（既決犯罪通知書（甲の2）、既決犯罪通知書（乙））

- (4) E労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）は、令和6年5月9日、本件被災者の遺族から遺族補償一時金支給請求書及び葬祭料請求書を受け付け、同年11月1日付けで、同遺族に対し、遺族補償一時金685万8000円及び葬祭料52万0740円の支給を決定した。

（遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、各支払決議書）

- (5) 本件労基署長は、令和6年12月5日付けで、処分庁に対し、上記（4）を踏まえ、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する事故に該当するとして、保険給付通知書を送付した。

（労働者災害補償保険法第31条第1項第3号の規定に係る
保険給付通知書）

- (6) 処分庁は、令和7年2月13日付けで、本件災害は労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められるとして、同項の規定に基づき、審査請求人から本件災害についての保険給付に要した費用に相当する金額の一部である221万3622円を徴収する旨の決定（本件決定）をした。徴収金額の内訳は、遺族補償一時金分205万7400円、葬祭料分15万6222円である。

なお、本件決定に係る「労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」（以下「本件徴収決定通知書」という。）には、「貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第1項第3号の規定に該当すると認められるので、下記のとおり、保険給付に要した費用を徴収することに決定したので通知します。」及び「2 徴収金の算定基礎及び徴収の理由」の項の「徴収の理由」欄に「労災保険法第31条第1項第3号（事業主の故意又は重大な過失による事故）による。給付額の30%」と記載されていた。

（本件徴収決定通知書）

- (7) 審査請求人は、令和7年3月5日付けで、審査庁に対し、本件決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和8年3月16日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

添付書類「自動車保険金請求に関するご連絡」の「保険金をお支払できない理由」のとおり、本件被災者が、審査請求人の定めた指示に従わず木材グラップル機を用途外使用したものであり、会社としての危険防止措置を講じており、本件決定は誤りである。したがって、本件決定の取消しを求める。

(2) 反論書

ア 私（本件代表をいう。以下（2）において同じ。）はワイヤーロープを使用して伐採補助を行うよう指示していたのであり、木材グラップル機の用途外使用は指示していない。

これまで立木の伐採は外部委託しており、今回のように伐採が制限され足場が悪い時は、必ずワイヤーロープやウインチで無線等を用いて伐採師と連携を密にし、安全に伐採を行っていた。

本件災害は、本件被災者が指示を守らず、勝手な判断で重機のアームが届くように作業道を掘り進んで行き、木材グラップル機による伐採補助を行ったことにより発生したものである。

イ 本件現場は横に県道の法面があるため、本件災害前日、本件被災者と現地で立ち会い、これ（以下「指示した地点」という。）より先は作業道を掘ると法面が崩れるおそれがあるので重機では行かないように指示し、本件被災者も承知した旨返答した。また、この法面があるため、指示した地点から上の立木を集材するための作業道はここで折り返し作るよう、本件被災者に指示した。

本件災害当日の朝、前日に指示した地点から今回の事故の現場となった場所は法面が近く重機では行けないため、ワイヤーロープがなければ伐採補助と集材ができないので、玉掛けロープを作って行くことを本件被災者と打ち合わせた。その後、本件被災者と2人でワイヤーロープを作成したが、その際もこのロープを使って伐採するように話した。本件被災者は、自らこのロープを現場に乗って行くトラックに積み込んだ。

以上の内容はE労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）でも話している。

ウ 事情聴取を担当した本件労基署の労働基準監督官（以下「本件担当官」という。）は、現場検証の時もぎこちなさが非常に目立っており、他の署員から指示を受けないと、何をすればよいのか分かっていないようだった。

事情聴取の際、本件担当官に一連の経緯を話し、本件災害当日の審査請求人の監視カメラ映像データも提出可能と伝えたが、返答はなかった。私は、ワイヤーロープを使用しての伐採補助を指示したとは言ったが、木材グラップル機を用途外使用させたことは一度も認めておらず、それが事故原因とされたことは書類送検後に検察官から聞かされて知った。その際、用途外使用は指示しておらずワイヤーロープを使用しての伐採補助を指示した旨反論したが、検察官から供述を変えるのかと一喝されて以後は、相手が検察官なので何も言えなくなり、刑が確定した。

私が用途外使用させたことになった理由を本件担当官から直接聞くため、令和6年11月25日に本件労基署へ行ったが、本件担当官は本件労基署にはもういないとの返答があり、話は聞けなかった。その際、事情聴取の映像録音データはないか尋ねたが、撮っていないためないとのことであり、現場検証の際に撮影した写真も見せてほしいと依頼したが、検察庁に送ったのでないとの返答だった。

エ 本件被災者は、私の会社（審査請求人）への入社は本件災害当日の1週間前だったが、林業歴45年以上と経験豊富で、事故がなければ長く働き続けてほしかった。そんな大ベテランである本件被災者に対して、私の息子（審査請求人の社員。以下「本件社員」という。）はまだ経験が浅かったので、本件災害当日の昼の休憩後、ワイヤーロープを使用した伐採補助に切り替えるよう本件被災者に勧めたものの、もっと強く言わなかったことを後悔している。

オ 本件被災者の葬儀費用は審査請求人が支払い、本件被災者の遺族に請求するつもりは全くなかったが、本件労基署の指示を受けて、本件被災者の遺族に請求しない旨の誓約書を提出した。令和7年2月21日に、当該誓約書のコピーや監視カメラ（上記ウ）の写真等をA労働局（以下「本件労働局」という。）に提出した。

(3) 主張書面（令和8年4月3日受付）

審理員意見書には、作業計画について、具体的にどこに重機を据え、つかみ具による伐倒補助作業をどの段階でウインチ等による作業へ切り替えるべきかが不明瞭であり、ウインチ等による具体的な作業方法も示されていないと記載されている。

しかし、反論書（上記（２））にも記載したが、本件災害前日に被災者と現地で立ち会い、掘るのはここまでと指示した地点が伐採補助地点であり、その作業で重機のアームの届かない伐採補助がワイヤーロープに切り替える時である。指示した時、現地で本件被災者も分かりましたと答えている。

本件災害当日の朝の打合せで、本件災害の現場付近は当然アームが届かないのでワイヤーロープを使用した伐採補助に必要な長さのワイヤーを準備した。本件被災者も、これだけの長さのワイヤーロープなら届きますと話し、自ら車に載せて持っていつている。

木材グラップル機の用途外使用の件について、本件災害の現場の場合、伐採補助を行うには伐倒・搬出方向が限られており、ウインチ等の性質上引くことしか出来ない（伐採工の退避場所の関係上、ガイドブロックも使えない。）ので、重機に近く伐倒の際に機体への激突を回避するため、やむを得ず木材グラップル機で押していたようだ。

木材グラップル機は材木を扱う機械である。本件で伐倒した物は木であり、玉切りをすると材木である。

今後全ての国民生活安全を守るためにも良い判断をお願いする。

第２ 審査庁の本件諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

１ 認定した事実

- （１）審査請求人は、木材伐採業を業とする法人である。
- （２）本件災害当日の本件被災者の作業内容は、木材グラップル機のつかみ具でチェーンソーによる伐採作業中の立木を支え、追口を入れた立木を押し倒す作業（伐倒補助作業）及び木材グラップル機による集材作業であった。
- （３）本件被災者が運転していた木材グラップル機は、ベースマシンである油圧ショベルに木材用のつかみ具が取り付けられたものであり、ウインチは付いていなかった。

なお、本件現場には、本件被災者が運転していた木材グラップル機のほかに、木材グラップル機２台（うち１台はウインチ付き）及びハーベスタ

が持ち込まれていた。

- (4) 本件災害当日の午前8時頃、本件代表、本件社員及び本件被災者が集合して当日の作業内容等を打ち合わせた後、本件代表及び本件被災者は、当日の伐倒作業で使用する予定のワイヤーロープを編む作業をした。
- (5) 本件災害当日の午前9時30分頃、本件代表、本件社員、本件被災者及び請負業者1名による打合せ（以下「本件打合せ」という。）において、本件代表から口頭で次の要旨が周知された。
 - ア 本件代表が現場に不在となる間は、本件社員が指揮をとること。
 - イ 当日伐木を行う箇所。
 - ウ 立木を隣地に倒さないため、請負業者の伐木作業を本件被災者が木材グラップル機で補助すること（以下「指示①」という。）。
 - エ 木材グラップル機による伐倒補助作業のために新たな作業道は開設しないこと。
 - オ 本件被災者が行う伐倒補助作業について、木材グラップル機のつかみ具が届かない場合はワイヤーやウインチを使用する作業方法に変更すること（以下「指示②」という。）。その後、本件代表は現場を離れ、他の3名（以下「本件被災者ら」という。）は作業分担に基づき作業を開始した。
- (6) 本件災害当日の午後0時頃、昼休憩の時、本件社員は本件被災者に、午後からは木材グラップル機のつかみ具による作業からウインチ等による作業への変更を勧めたが、作業方法を継続するか否かの判断は本件被災者に任せた。ここで、本件代表は作業場所に帰着した。
- (7) 本件災害当日の午後1時頃、本件代表及び本件被災者らは作業を再開し、本件被災者は木材グラップル機のつかみ具による伐倒補助作業を継続した。本件代表は、造材された木材を運搬するため、再び作業場所から離れた。
- (8) 本件災害当日の午後2時15分頃、本件被災者は木材グラップル機のクラクションを鳴らして伐倒の合図を行った後、間もなく路肩から木材グラップル機ごと転落し、その途中で車外に投げ出され、骨盤等を強打したことによる出血性ショックにより同日死亡した。
- (9) 伐倒等機械の作業計画については、本件災害当日の朝、本件代表から口頭で示されているが、具体的にどこに重機を据えるか、木材グラップル機のつかみ具とウインチ等による作業をいつ切り替えるべきかが不明瞭であり、ウインチ等による具体的な作業方法も示されていない。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、本件災害が、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かについてである。

- (1) まず、本件が「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「本件局長通達」という。）記の2（1）イの「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に該当するか否かについて、木材グラップル機の主たる用途以外の使用の制限は、本件規定に直接的かつ具体的な措置として規定されていることから、当該違反が成立するか否かを検討する。

ア 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（平成26年1月15日付け基発0115第4号厚生労働省労働基準局長通達。以下「施行通達」という。）において、車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械をいい、それぞれの機械の定義については安衛則36条6号の2等に定める旨記載している。施行通達によると、同条における「伐木等機械」とは、伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいうこととした上で、「伐木等機械」には、木材用のつかみ具等により原木等を集積する機械である「木材グラップル機」を例示している。

よって、上記1（3）で認定したとおり、本件被災者が運転していた機械は、本件規定の「車両系木材伐出機械」に該当する。

イ また、上記1（5）のとおり、本件代表は、本件被災者を含む打合せにおいて、口頭で「立木を隣地に倒さないため、請負業者の伐木作業を本件被災者が木材グラップル機で補助する」旨指示しているところ、これは、木材グラップル機のつかみ具で立木を押し倒す等の木材グラップル機の主たる用途以外の用途である伐倒補助作業を指示したものであると認められる。

よって、本件災害当日、審査請求人は、本件被災者に対し「当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用」させたと認められる。

ウ 加えて、上記1（5）のとおり、本件代表は、本件被災者を含む打合

せにおいて、口頭で「本件被災者が行う伐倒補助作業について、木材グラップル機のつかみ具が届かない場合はワイヤーやウインチを使用する作業方法に変更すること」を指示している。

ところが、現実には、当該指示は実行されずに本件災害が発生したものであるから、安衛則151条の103第2項に定める「労働者に危険を及ぼすおそれのない場合」であったとは認められず、法定の除外事由はない。

エ 以上より、本件規定違反が成立する。

なお、このことは、審査請求人が、安衛法20条1号及び本件規定の違反に関して、本件労基署長により送検され、罰金刑が確定していることから明らかである。

(2) 次に、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」（平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達。以下「本件課長通達」という。）記の1の「（防止措置が）不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」場合に該当するかについて、以下、検討する。

ア 審査請求人は、本件被災者に対して、例外なくワイヤーロープを使用して伐倒補助作業を行うよう指示を出していた旨主張しており（上記第1の3（2）ア）、これは、上記1（5）で認定した事実と矛盾する。

イ これについて検討するに、上記1（7）のとおり、本件代表は、本件災害の発生直前に、本件被災者が木材グラップル機のつかみ具で伐採作業中の立木を支え、追口を入れた立木を押し倒す作業を行っていることを現認していることが認められる。

また、本件代表は、本件社員が休憩後にワイヤーロープでの伐倒補助作業に切り替えるようもっと強く本件被災者に言わなかったことを非常に後悔している旨主張している（上記第1の3（2）エ）。この主張からも、休憩前にはワイヤーロープでの伐倒補助作業をしていなかったこと、すなわち、本件被災者は、木材グラップル機のつかみ具で伐採作業中の立木を支え、追口を入れた立木を押し倒す作業に従事していたことが分かる。

また、上記1（3）のとおり、本件被災者の運転していた木材グラップル機にウインチが設置されていなかったことからその事実は明らかである。

よって、本件災害当日、本件代表が例外なくワイヤーロープを使用して

伐倒補助作業を行うよう指示していたとの反論は認め難く、指示していたとしても、「重機（木材グラップル機）で行けない箇所」や「グラップルのつかみ具が届かない場合」においてはワイヤーロープを使用するよう指示しているにとどまり、そもそも木材グラップル機のつかみ具で立木を押し倒す等の木材グラップル機の主たる用途以外の用途である伐倒補助作業を行うこと自体を禁止しているものとは認められない。

ウ また、上記1（9）のとおり、伐倒等機械の作業計画については本件代表により口頭でしか示されておらず、ワイヤーロープを使用した伐倒補助作業の具体的計画が明らかではなく、現に木材グラップル機を用いた伐倒補助作業時に本件災害が発生していることから、つかみ具の届かないところではワイヤーロープを使用するよう口頭指示していたとしても、このような一般的な指示をもって労働災害の防止に資する対策の一つとして評価することは困難である。

エ さらに、ワイヤーロープやウインチについては伐倒補助作業に用いる以外に、林業の現場においては、一般的にかかり木の処理や集材作業の用途等でも用いられることから、ワイヤーロープやウインチ付きのグラップル機を持ち込んでいたことをもって、直ちに労働災害の防止に資する安全措置を講じていたものとも認め難い。

オ 以上に鑑みると、いずれも事業主として、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないよう一定の措置を講じていたとはいえないことから、「事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」と判断することはできない。

（3）よって、本件災害は、本件局長通達記の2（1）イの「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に該当し、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するといえることができる。

したがって、本件決定は違法又は不当なものとはいえず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和8年3月16日、審査庁から諮問を受け、同年4月23日及び同年5月28日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年3月31日、同年4月30日及び同年5月21日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同年4月3日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件の審査請求書には、本件労働局の受付印（令和7年3月7日付け）と厚生労働省の受付印（同年5月1日付け）が押印されており、この間に2か月弱の期間を要している。

その経緯について審査庁に照会したところ、本件労働局は審査請求書を受け付けた後、厚生労働省へ送付する決裁を終えたが、送付前にファイルにまとめてしまい、後に未送付であったことが判明して早急に同省に送付したとのことである（審査庁主張書面（令和8年3月31日付け。以下「審査庁主張書面①」という。））。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）21条2項は、同条1項の規定により審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、処分庁は、提出された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであった。

審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないように処分庁に指導を徹底するとともに、処分庁においては、今後、審査請求書の提出があった際の対応を行政不服審査法の定めに従って適切に行うようにされたい。

- (2) 本件審査請求は、本件労働局における受付（令和7年3月7日）から本件諮問（令和8年3月16日）までに1年以上の期間が経過しているところ、特に、反論書の受付（令和7年8月12日）から審理員意見書の提出（同年12月25日）までに約4か月半、審理員意見書の提出（同日）から本件諮問までに約2か月半の期間を要している。その理由について、審査庁は、業務多忙により時間を要した旨説明する（審査庁主張書面①）。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手續を迅速に進める必要がある。

(3) 上記(1)及び(2)で指摘した点及び下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定の適法性及び妥当性について

本件審査請求の論点は、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かである。

(1) 本件局長通達及び本件課長通達の定めについて

本件局長通達記の2(1)イは、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」について、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」がこれに該当するとの解釈を示している。

そして、本件課長通達記の1は、本件局長通達記の2(1)イの取扱いについて、「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全てが該当するものではなく、①「送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるときには、該当しない」、②費用徴収を行う場合は、「当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に限られることから、「事故の直接発生原因ではない事項について法令違反が認められたとしても、費用徴収の対象にはならない」との解釈を示している。

労災保険法31条1項3号の規定に鑑みれば、本件局長通達及び本件課長通達の内容は、同号の解釈として一応の合理性を有すると解される。

(2) 上記(1)を踏まえて、以下検討する。

ア まず、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合」に該当するか、検討する。

本件規定の「車両系木材伐出機械」には「伐木等機械」が含まれる(安衛則36条6号の2及び151条の84)ところ、本件規定は、伐木等機械を用途外使用してはならないことを直接的かつ具体的に定めていると認められる(上記第1の1(2)参照)。

また、施行通達記の第2の1(1)イは、「伐木等機械」の例示として、木材用のつかみ具並びにブーム及びアームからなる作業装置により原木等

を集積する「木材グラップル機」を掲げているところ、その内容に特段不合理的な点は認められない。

そして、復命書の添付写真から、本件災害の際に本件被災者が運転していた機械は、木材グラップル機であると認められる。

したがって、本件は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合」に該当すると認められる。

イ 次に、「事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に該当するか、検討する。

(ア) 「当該規定に明白に違反した」か否かの前提として、本件規定は、「労働者に危険を及ぼすおそれのない場合」（本件除外規定）には適用されないから、まず本件除外規定の適用の有無について検討する。

本件除外規定は、機械による危険を防止するため講じなければならない措置（安衛法20条1号）として定められた本件規定の適用を除外するという内容及びその規定ぶりに鑑みれば、対象となる作業方法自体が「労働者に危険を及ぼすおそれがない場合」を想定しているものと解することが相当である。

本件においては、伐採作業中の立木を木材グラップル機のつかみ具で支えて押し倒す作業中に本件災害が発生しているところ、かかる作業における労働災害事例は他にも認められるから（諮問書に添付された参考資料）、かかる作業方法自体が「労働者に危険を及ぼすおそれがない場合」であるとはいえず、本件除外規定は適用されない。

(イ) 次に、事業主が本件規定に明白に違反したため事故を発生させたと認められるか否かについて、本件課長通達に照らして検討する。本件が「送検事例」に該当することは明らかであるから（上記第1の2（3））、事業主が「何ら防止措置を講じていなかったと認められる」か否か（上記（1）①参照）、及び事業主の本件規定違反が本件災害の直接原因であると認められるか否か（上記（1）②参照）が問題となる。

審査庁は、要旨、本件代表が指示①により木材グラップル機を用途外使用（伐倒補助作業に使用）させており、指示②についても、用途外使用自体を禁止していたとは認められない上、作業計画が口頭でしか示されておらず具体的計画が明らかでなく、このような一般的な指示をもって労働災害の防止に資する対策と評価することは困難であると判断している（上記第2の2（1）イ及びウ並びに（2）イ及びウ。なお、安衛

則151条の89の規定は作業計画を書面で作成すべき義務を定めていない。また、復命書には「運行経路や作業の方法及び場所について、一応は代表者による口頭での説明がなされていたため法違反の特定は困難である」などと記載され、処分庁は本件決定において同条違反を理由としておらず、審査庁も同条違反を理由としていない。）。そして、かかる判断の前提となる事実認定（上記第2の1）は、主に本件労基署が作成した復命書の記載に依拠している（諮問説明書）。

一方で、審査請求人は、要旨、本件災害前日に本件被災者と直接現地で立ち会い、指示した地点より先には重機で行かないことや指示した地点から上の立木を集材するための作業道は指示した地点で折り返し作るよう指示した、本件災害当日の朝、本件被災者に対し、前日の指示を踏まえて、ワイヤーロープがないと伐採補助等ができないので作っていくことを打ち合わせ、その後これを使って伐採するように話しながら一緒にワイヤーロープを作ったなどとして、ワイヤーロープを使用して伐採補助を行うよう指示したのであり、木材グラップル機の用途外使用は指示しておらず本件労基署の事情聴取でも一度も認めていない旨主張している。そして、本件災害は、本件被災者が指示を守らず、勝手な判断で重機のアームが届くように作業道を掘り進んで行き、木材グラップル機で伐採補助を行ったことにより発生したものであると主張している（上記第1の3（1）及び（2））。

審査請求人のこれらの主張を前提とした場合、本件代表は、本件被災者と現地に同行し、指示した地点より先への重機での進入を禁止してワイヤーロープによる伐採補助作業を指示するとともに、それに必要な資材の準備を行っていたこととなるから、木材グラップル機の用途外使用（指示①）を指示しておらず、むしろ用途外使用を禁止して具体的な措置を講じていたこととなる。この場合、労働者である本件被災者が現に用途外使用を行ったという点から審査請求人に本件規定違反が認められるとしても、本件災害の直接の原因は、審査請求人の当該違反にあるのではなく、本件被災者が指示を守らずに独断で木材グラップル機を用途外使用したことにあると評価したり、審査請求人が事業主として「不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」と評価したりするなど、審査請求人が本件規定に明白に違反したために事故を発生させたとはまではいえないと判断する余地がある（なお、本件課長

通達の「別紙」においても、「請求人に安衛法違反は認められる」が、「法令の規定に明白に違反した」り、「当該違反が本件災害の直接原因となっている」とまではいえないと判断した裁決の事例が整理されている。)

このように、本件決定の要件に関わる重要な事実について、審査請求人は、本件労基署が作成した復命書の記載内容と相違する反論をし、本件労基署による事情聴取においても木材グラップル機の用途外使用を指示したことは一度も認めていないと主張しているのであるから、審査庁は、審査請求人が本件規定に「明白に違反したため事故を発生させた」と認められるか否かの判断に当たっては、復命書の記載だけではなく、その裏付けとなる客観的資料を収集し、十分な証拠書類に基づいて慎重に判断すべきである。

この点について、審査庁に対し、復命書の記載の裏付けとなる資料の提出を求めたところ、災害調査は実地において聞き取ることもあり、録取書等の書面が通常作成又は取得されるとは限らず、当審査会に提出したものを除いて保有していないとのことであった（審査庁主張書面①、審査庁主張書面（令和8年4月28日付け。以下「審査庁主張書面②」という。)

しかし、復命書の前提となる災害調査は令和5年11月21日、同月24日及び同月30日の延べ3日・中9日にわたって行われている上、復命書の分量が見取図・写真を含めて50ページに及ぶこと及びその記載内容にも鑑みれば、仮に災害調査において録取書等といった体裁の文書が作成されていなかったとしても、実地において聞き取った際の記録等を何ら参照することなくかかる復命書を作成したとは考え難いから、審査庁は、関係者への聴取内容を含む災害調査の内容について処分庁から記録の収集及び聞き取りを行ったり、審査請求人の監視カメラ映像データ（上記第1の3（2）ウ）を始め本件災害前日及び本件災害当日に係る審査請求人の主張を裏付ける客観的資料の収集を行ったりするなどして調査検討する必要があったにもかかわらず、審査庁においてかかる調査検討がされた形跡は認められない。

以上のとおり、本件は、「事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させた」と認められるとき」に該当するかについての調査検討が不十分であるというほかない。

(ウ) 審査庁のその他の主張について

審査庁は、上記第2の1(7)のとおり、本件災害の発生直前に、本件被災者が木材グラップル機のかみ具で立木を支えて押し倒す作業を行っていることを、本件代表が「現認していることが認められる」と主張している(上記第2の2(2)イ)。この点について、審査庁は、本件代表が「再び作業場所から離れ」るまでの間に、本件被災者が「木材グラップル機のかみ具で立木作業中の立木を支え、追口を入れた立木を押し倒す作業」自体を現に行っていて、その作業中に本件代表が立ち会っていた又は確認できる位置にいたことを事実認定したと説明する(審査庁主張書面②)。

しかし、上記第2の1(7)は、本件災害当日の午後1時頃に「作業を再開」して、「本件被災者は木材グラップル機のかみ具による伐倒補助作業を継続した」とか「本件代表は、造材された木材を運搬するため、再び作業場所から離れた」といった程度の事実にとどまり、本件代表が「作業場所から離れた」時刻やそれまでの間の本件代表の位置関係及び作業状況、その時間帯において現に本件被災者が行っていた「伐倒補助作業」の具体的な内容等について言及はなく、この点は復命書の「3 災害発生状況」の「(4) 午後1時ころ」の記載においても異なる。したがって、かかる事実のみをもって直ちに審査庁の主張のとおり認定することは困難であり、このほかに「現認している」と認めるべき事情もうかがわれないから、審査庁の当該主張は採用できない。

また、審査庁は、反論書の記載(上記第1の3(2)エ)からも、休憩前にはワイヤーロープでの伐倒補助作業をしていなかったこと、すなわち本件被災者が木材グラップル機のかみ具で立木を支えて押し倒す作業に従事していたことが分かる旨主張している(上記第2の2(2)イ)。

しかし、当該反論書の記載は、休憩前に本件被災者がワイヤーロープでの伐倒補助作業をしていなかったことを間接的にうかがわせる事情にとどまる上、復命書の「3 災害発生状況」における時系列の記載でも、休憩前を含む各時間帯において現に本件被災者が行っていた作業の具体的な内容について言及はなく、このほかに審査庁の主張を裏付ける具体的な証拠書類は見当たらないから、審査庁の当該主張は採用できない。

さらに、審査庁は、上記第2の1(3)のとおり、本件被災者の運転

していた木材グラップル機にウインチが設置されていなかったことから、本件被災者が木材グラップル機のつかみ具で立木を支えて押し倒す作業を行っていた事実は明らかである旨主張している（上記第2の2（2）イ、審査庁主張書面②）。

しかし、このことは単に本件被災の際における状況を示す事情にとどまり、本件被災者が本件災害当日を通じて当該木材グラップル機（ウインチ不設置）を使用して作業していたとか、それを本件代表が指示又は「現認」していたとかを直接的に裏付けるものとはいえない（なお、審査庁は、当該木材グラップル機（ウインチ不設置）のほかに、ワイヤーロープやウインチ付きの木材グラップル機、伐木を主たる用途とするハーベスタが本件現場に持ち込まれていたと認定している（上記第2の1（3）及び2（2）エ、審査庁主張書面②）。）。したがって、審査庁の当該主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 付言

本件徴収決定通知書には、本件決定の理由として、審査請求人が労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められること及び費用徴収率が給付額の30%であることが記載されているだけであり（上記第1の2（6））、これらの記載だけでは、審査請求人は、同号の「故意又は重大な過失」があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、これらの記載は、行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項に規定する理由の提示として十分であるとはいえない。

労災保険法31条1項の規定に基づく費用徴収決定に係る理由の提示の在り方については、本件決定以前の当審査会の答申（令和4年度答申第77号、令和6年度答申第50号）でも指摘している。そこで、その対応状況について審査庁に照会したところ、審査庁は、「労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収の決定に係る通知に当たっての留意事項について」（令和5年7月20日付け事務連絡。以下「本件事務連絡」という。）により、「徴収の理由」欄については、本件事務連絡別添の記載例を参考に、具体的な理由を示すよう指示しているが、令和6年度答申第50号（令和6年11月19日付け）以降に特段指示・指導は行っておらず、改めて、都道府県労働局に対し、各種機会を捉えて指導を徹底してまいりたいとのことであった（審査庁主張書面①、本件事務連絡、審査庁主張書面②）。

今後、処分庁は、労災保険法31条1項の規定に基づく費用徴収決定をす

るときは、その通知書において、同項各号の規定に該当する根拠（理由）を具体的に記載すべきであり、審査庁は、都道府県労働局に対し、上記の指示が徹底されるよう改めて指導する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	